

# 記入見本

## 休業開始時賃金月額証明書

※この様式は記入見本ですので、正規の様式に転記したうえでご提出ください

① 被 ② 事 ⑤	【例1】 第1子産後取得後、復帰せずに第2子産後・育休を取得した場合			④ 休業等を 開始した 日の 年月日	令和	5	4	20
事業所所在地 電話番号	開始した者の 住所又は居所							
住所 事業主 氏名	<p>⑧欄と⑩欄の日数は、 月給制の場合は基本的には暦の日数(欠勤等により減額された場合にはその日数を引く)、 時給制・日給制の場合は賃金が発生した日数(就労日数だけでなく、有給休暇も参入) を記載します。</p> <p>⑦欄は、休業開始日を基準に1か月 ごとに区切って記載します</p>							
休業等を開始した日以前の賃金支払状況								
⑦ 休業等を開始した日の前日に 離職したとみなした場合の 被保険者期間算定対象期間	⑧ ⑦の期間 における 賃金支払 基礎日数	⑨ 賃金支払対象期 ※賃金締切日ごとに記載します。 (記載は未締めの場合の例)	⑩ の 基礎 日数	賃 金 額			⑫ 備 考	
休業等を開始した日				⑪ A	B	計		
R5 3月20日 ~ 休業等を開始 した日の前日	0日	R5 4月1日 ~ 休業等を開始 した日の前日	0日				第2子出産日 R5.2.22	
R3 5月20日 ~ 6月19日	11日	R3 5月1日 ~ 5月31日	30日				出産予定日 R5.3.1	
4月20日 ~ 5月19日	30日	4月1日 ~ 4月30日	30日				産前休業R5.1.19~ 産休中賃金支払無	
3月20日 ~ 4月19日	31日	3月1日 ~ 3月31日	31日					
2月20日 ~ 3月19日	28日	2月1日 ~ 2月28日	28日				第1子出産日 R3.7.11	
1月20日 ~ 2月19日	31日	1月1日 ~ 1月31日	31日				産前休業R3.5.31~ 産休中賃金支払無	
R2 12月20日 ~ 1月19日	31日	R2 12月1日 ~ 12月31日	31日				育児休業 R3.9.6~R5.1.18	
11月20日 ~ 12月19日	30日	11月1日 ~ 11月30日	30日				育児休業中賃金支払無	
10月20日 ~ 11月19日	31日							
9月20日 ~ 10月19日	30日							
8月20日 ~ 9月19日	31日							
7月20日 ~ 8月19日	31日							
6月20日 ~ 7月19日	30日							
⑬ 賃金に 関する 特記事項	<p>育児休業給付金には、 「休業開始日前2年間で、⑧欄が11日以上または就業した時間数が 80時間以上ある完全月が12か月以上」という要件がありますが、 本ケースの場合、休業開始日前2年間(R3.4.20~R5.4.19)の間に ・第1子の産後・育休をR3.5.31~R5.1.18(この間598日間)、 ・第2子の産後をR5.1.19~R5.4.19(この間91日間)取得しているため、 「⑧欄が11日以上または就業した時間数が80時間以上ある完全月」が 2か月しかなく、上記の要件を満たしません。</p> <p>ただし、<u>休業開始日前2年間の間に、出産・育児・病気等の理由により 引き続き30日以上賃金の支払いを受けることができなかった場合には その期間の日数を2年間にプラスすることができます(「要件緩和」とい います。合計で最大4年間まで)</u>。 本ケースの場合は、合計689日間加算できますので、 <u>R1.6.1~R5.4.19の間で</u>、「⑧欄が11日以上または就業した時間数が 80時間以上ある完全月が12か月以上」という要件を満たせば育児休業 給付金の対象となる可能性があるということになります。 * 育児休業給付金の要件は他にもございますので、「育児休業給付 の内容と支給申請手続」等のリーフをご参照ください。</p>							
【参考】要件緩和について 雇用保険業務取扱要領50151-50155	<p>要件緩和をする場合には、産前休業 申出書や育児休業申出書、母子手帳 等、賃金の支払いを受けることがで きなかった理由が確認できる資料をご提 出いただく場合があります。</p>							